

国際保険監督規制の現状と課題

同志社大学 木下孝治

1. 本報告の課題

本報告は、保険業のグローバル化それ自体、またはグローバル化した保険業が曝される諸事象に対し、国際保険監督規制の文脈上、どのような規制体系・監督体制の構築が目指されようとしているかを、公表されている資料の整理を通じて概観し、法理論の観点から若干の検討を試みることを目的とする¹。

2. 保険監督者国際機構（IAIS）のミッションと保険業のグローバル化

IAISの基本定款2条によれば、同機構のミッションは、効率的でかつグローバルに首尾一貫した保険業監督の促進と、グローバルな金融安定性の確保に貢献することである。そして、この二つのミッションを遂行するために、

- (a) 保険監督上の諸原則、基準など（例えば保険コア・プリンシプル：ICP）を整備すること
- (b) これらの諸基準の導入・実施を支援すること
- (c) 保険監督機関相互または他の監督機関との協力・情報交換などを促進すること
- (d) 保険監督に影響し得る潜在リスクを同定し共通の関心を向けさせること
- (e) 金融市場監督に従事する国際機関を連携協力させること

などを謳っている。

同機構の設立当初は、社会主義国の民主化や先進国と途上国の格差縮小といった社会経済実態面のグローバル化を背景として、先進国の経済戦略としてのグローバル化に向けた標準規格の普及、保険業振興の環境整備を担っていたと評され得るものであったが、いわゆるリーマン・ショック以後、グローバル金融市場秩序を維持し安定させるという二つ目のミッションが重要性を獲得し、そのための新たな監督枠組を模索する作業が進められている。

¹ 昨年度の本学会大会共通論題における諸報告（保険学雑誌629号所収）と検討対象が重複するところがあることをご海容願えれば幸いである。

3. IAIS が整備を進める新たな規制体系

IAIS が漸次整備してきた ICP は、2011 年以後、26 項目の多岐にわたって保険監督上の諸原則、諸基準を明らかにしているが、現時の課題にフォーカスすることを任務とする本報告の観点から注目されるのは、ICP の下でより具体的な規律を策定する一連の作業、即ち、リスクに見合う適正な保険資本に関するルールの設定（ICS）、国際的に活動する保険グループ（IAIG）の監督のための共通の枠組（ComFrame）、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する基礎的資本要件（BCR）、より高度の損失吸収性（HLA）など、昨今、市中協議に付され、あるいは協議の成果、経過が逐次公表されている案件である。

事業が展開される個別の市場毎に、保険契約者保護のために必要な資本水準ないし支払余力を確保するという従来型の規制目的と、グローバル金融市場の安定という二つの観点から重層的に設計され構築されようとする資本規制の制度論理を確認したい。

4. 国際保険監督のエンフォースメント

国際保険監督の力点が IAIG に対する監督に置かれるようになると、IAIG に対する監督手法に関するルールの整備とその実効性確保も問題となる。この点については、現在の ICP の原則 23 がグループワイド監督につき、原則 25 が監督協力につき、また、原則 26 が危機管理におけるクロスボーダー協力につき、それぞれ原則と基準を明らかにしている。また、監督機関相互で現実に協力・情報交換を行う際の原則、手続などは、「IAIS・協力と情報交換に関する理解の多国間覚書（IAIS MMoU）に定められている。

限られた時間ではあるが、国際監督規制のエンフォースメントがいかなる水準、状況にあるか、これらの協力態勢が、上記の新たな監督目標を遂行する上でどのような役割を果たすのかを確認することにしたい。